

10月から

お届けします。

あなたにも、マイ

10月から、マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が始まります。マイナンバー(個人番号)とは、住民票のある全ての人を持つ12桁の番号です。今回は、住民票のある全てのかたに送付する「通知カード」と、希望するかたにのみ申請によって交付する「個人

平成27年10月～ 送付開始

### ◆「通知カード」が住民票の住所に送付されます



#### 「通知カード」って？

あなたのマイナンバーが記載されたカードです。10月5日(月)から、住民票のある全てのかたに向けて、住民票の住所へ世帯ごとに簡易書留で送付されます。このカードは、社会保障や税などの行政手続きや「個人番号カード」の交付を受けるときに必要となります。

- ※通知を確実に受け取ることができるよう、住民票の住所と異なる場所にお住まいのかたは、住所変更の手続きを行ってください。
- ※マイナンバーは一生使うものです。番号が漏えいして不正に使われるおそれがある場合を除き、生涯変更されません。通知カードは大切に保管してください。

#### 通知カードイメージ

通知カード

個人番号 1234 5678 9012

氏名 番号花子

住所 ○○県■■市△△町◇丁目○番地  
▽▽号

平成5年3月31日生 性別 女 市長

発行 平成27年10月NN日

平成27年10月～ 申請受け付け開始

平成28年1月～ 交付開始

### ◆申請すると「個人番号カード」が交付されます



#### 「個人番号カード」って？

顔写真付きのICカードで、申請したかたにのみ交付されます。希望するかたは、「通知カード」に同封されている申請書で申請してください。初めて交付を受けるかたは無料で取得できます。

- ※詳しい申し込み方法は「通知カード」に同封されますので、ご確認ください。
- ※「個人番号カード」の有効期限は発行から10回目の誕生日(19歳以下は5回目の誕生日)です。必要に応じて申請してください。

#### 個人番号カードイメージ



(表面)



#### 「個人番号カード」取得の際はここに注意！

- 申請受け付けは10月から、交付は平成28年1月からです。即日の交付はできません。平成28年1月以降に申請する場合でも、交付までに2週間以上かかることが予想されます。
- 交付場所は本庁市民課のみです。比内・田代総合支所で受け取ることはできません。
- 交付前に、本人確認、暗証番号の設定などが必要です。
- 「通知カード」と「住民基本台帳カード」は、「個人番号カード」交付時に回収します。



#### 「個人番号カード」ここが便利！

- マイナンバーの証明として使用できます。
- 本人確認の際の身分証明書として使用できます。
- ICチップに記録されている電子証明書を用いて、e-TAXなどの電子申請を行うことができます。



(裏面)